議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成２１年　９　月２９日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会

委員長　　堀　之　内　盛　良

１　審査事件

議会改革に関連する諸問題について

２　委員会の開催日

６月２３日，７月１０日，同月２９日，８月２６日，９月１日（５日間）

３　審査の経過及び結論

⑴　「市民との意見交換の場」の具体的な実施方法等について

市議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図り，市民に対する説明責任を十分に果たすため，薩摩川内市議会基本条例第１１条第３項の「市民との意見交換の場」について具体的な実施方法等の審査を行い，意見交換会実施要領（案）を作成した。また，議長に対し，当該審査が終了したこと及び同実施要領（案）を作成したことを報告することとした。

なお，意見交換会は，地区コミュニティ協議会単位に行うもの，公募によるもの，委員会が主催して行うものの３種類であり，実施要領（案）の概要は，次のとおりである。

ア　地区コミュニティ協議会単位の意見交換会

㈎　４８地区コミュニティ協議会で意見交換会を開催するものとし，全議員を，５人又は６人を一つの班として六つの班に編成し，抽選で決定した地区を担当するものとした。なお，班編成は，本特別委員会で編成案を作成し，議会運営委員会で決定するものとした。

㈏　開催時期は，閉会中とし，一つの閉会中の期間に各班２地区で開催し，９月定例会後からおおむね１年をかけて，すべての地区で開催するものとした。なお，日程案は，本特別委員会で作成し，地区コミュニティ協議会と調整の上，議会運営委員会で決定するものとした。

㈐　意見交換会の内容は，議会活動報告及びテーマによる意見交換とし，一つの地区コミュニティ協議会から３件以内のテーマを募るものとした。

㈑　運営は，各班の議員で役割を分担し，意見交換会ごとに持ち回るものとし，地区住民への周知や会場の準備は，地区コミュニティ協議会に協力を依頼するものとした。

㈒　意見交換会終了後，速やかに各班から議長に報告書を提出し，議員全員協議会において，その概要を各班から報告するものとした。なお，同報告書の内容は，開催した地区に報告するとともに，ホームページにおいて公開するものとした。

㈓　意見交換会で出された意見・要望の対応方法については，最初に開催する意見交換会が終了した後に，本特別委員会で検討するものとした。

(キ) 成果等の取りまとめ及び運営方法の改善等については，各班代表者で協議し，本特別委員会で整理した上で，議会運営委員会で決定するものとした。

(ク) 意見交換会は，報道機関を含めて公開で開催するものとした。

イ 公募による意見交換会

(ア) 議会だより等により公募し，市内の団体や市民グループ等との意見交換会を開催するものとし，応募の際に意見交換のテーマも募集するものとした。

(イ) 地区コミュニティ協議会単位の意見交換会と同じ班編成で行い，対応する班は抽選とするものとした。なお，応募団体が少ないときは，複数の班で対応することも可能とするものとした。

(ウ) 対象は，参加できる人員が１０人以上の団体とするものとした。

(エ) 運営は，地区コミュニティ協議会単位の意見交換会の取扱いに準じるものとし，同意見交換会の開催状況をみながら，開始時期を決定するものとした。

ウ 委員会が主催して行う意見交換会

各委員会で意見交換会を行う場合は，所管事務調査として行うものとした。